

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月17日提出
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 英治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【電話番号】	03-6230-9062
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	あい・パワーファンド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	(1) 当初申込期間 100億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月22日付で関東財務局長に提出し、2019年3月26日付で訂正を行い、2019年4月7日付でその届出の効力が発生している有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部について新たに訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

原届出書の該当事項を、次の内容に訂正します。＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部____は、訂正箇所を示します。

なお、「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理概況」は、原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

(8) 【申込取扱場所】

＜訂正前＞

＜前略＞

委託会社の照会先
＜中略＞
ホームページアドレス：http://www.igam.co.jp/

＜訂正後＞

＜前略＞

委託会社の照会先
＜中略＞
ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2019年4月23日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始（予定）

＜訂正後＞

2019年4月23日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

<前略>

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.05%	1.50%	0.50%	0.05%

実績報酬

通常の信託報酬のほかに、運用実績が一定の水準以上あがったとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。

1. 実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

イ. 実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。これは前計算期間末以前の期末時点における10,000口あたり純資産価額（実績報酬および収益分配金控除前）のうち最も高いものを指し、設定日から最初の計算期間末までは10,000円（10,000口あたり）のことを指します。10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えてこない限り、実績報酬は発生しません。実績報酬の支払いは、各計算期間末に10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

ロ. <中略>

ハ. 上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

) <中略>

) 最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

- ・ 前計算期間末の10,000口あたり純資産価額（収益分配および実績報酬控除前）が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
 - ・ 前計算期間末現在の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除後の10,000口あたり基準価額）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。
- ・ 前計算期間末の10,000口あたり純資産価額（収益分配および実績報酬控除前）が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
 - ・ <中略>

2. <後略>

<訂正後>

<前略>

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.05%	1.00%~1.50%*	0.50%~1.00%*	0.05%

* 委託会社及び販売会社への配分比率は、販売会社毎に、当ファンドの取扱残高額によって異なります。詳細は下記の通りです。

取扱残高（販売会社毎）	信託報酬率(年率)	
	委託会社	販売会社
10億円以下	1.500%	0.500%

10億円超30億円以下	1.250%	0.750%
30億円超100億円以下	1.125%	0.875%
100億円超	1.000%	1.000%

< 中略 >

実績報酬

通常の信託報酬のほかに、運用実績が一定の水準以上あがったとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。

1. 実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

イ. 実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。ハイ・ウォーター・マークは各計算期末において見直され、翌計算期間の適用水準が確定します。実績報酬の支払いは、各計算期間末においてその前営業日の10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

ロ. < 中略 >

ハ. 上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

) < 中略 >

) 最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
 - ・ 前計算期間末の前営業日現在の10,000口あたり基準価額（前計算期末において収益分配が発生した場合は、当該金額を控除した額とします。）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。
- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
 - ・ < 中略 >

2. < 後略 >

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(7) 申込単位

<訂正前>

<前略>

委託会社の照会先
<中略>
ホームページアドレス：<http://www.igam.co.jp/>

<訂正後>

<前略>

委託会社の照会先
<中略>
ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

2【解約（換金）手続等】

(5) 解約価額

<訂正前>

<前略>

委託会社の照会先
<中略>
ホームページアドレス：<http://www.igam.co.jp/>

<訂正後>

<前略>

委託会社の照会先
<中略>
ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の照会方法

<訂正前>

<前略>

委託会社の照会先
<中略>
ホームページアドレス：<http://www.igam.co.jp/>

<訂正後>

<前略>

委託会社の照会先
<中略>
ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

(5)【その他】

<訂正前>

<前略>

公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス<http://www.igam.co.jp/>

<中略>

運用報告書の作成

<中略>

- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス<http://www.igam.co.jp/>

<後略>

<訂正後>

<前略>

公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

<中略>

運用報告書の作成

<中略>

- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

<後略>

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

<前略>

- ・ 2019年1月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数6本、純資産総額3,166百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	3,166
単位型株式投資信託	0	0
合計	6	3,166

<訂正後>

<前略>

- ・ 2019年8月末現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数6本、純資産総額4,375百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は、以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	4,375
単位型株式投資信託	0	0
合計	6	4,375

3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,198	138,357
前払費用	6,044	5,093
未収入金	1 59,673	-
未収委託者報酬	15,117	3,197
未収収益	7,735	37
立替金	40,266	4,751
未収消費税等	5,302	7,114
流動資産合計	228,338	158,552
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	2 0	2 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	228,338	158,552
負債の部		
流動負債		
預り金	4,129	4,915
未払金	17,127	4,915
未払手数料	8,567	1,797
未払費用	991	1,616
未払委託調査費	907	-
未払法人税等	1,786	3,779
流動負債合計	33,509	17,025
固定負債		
資産除去債務	3,200	-
固定負債合計	3,200	-
負債合計	36,709	17,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	260,000	330,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	75,000
その他資本剰余金	323,456	6,629
資本剰余金合計	348,456	81,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	416,826	270,101
利益剰余金合計	416,826	270,101
株主資本合計	191,629	141,527
純資産合計	191,629	141,527
負債・純資産合計	228,338	158,552

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)		当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		121,193		28,061
投資助言報酬		10,954		-
運用受託報酬		1,790		227
営業収益合計		133,938		28,289
営業費用				
支払手数料	1	60,236		13,901
広告宣伝費		-		2,725
調査費		32,465		22,923
委託調査費		9,537		145
図書費		265		246
委託計算費		742		364
通信費	1	1,826		2,654
印刷費		3,393		2,579
諸会費		1,954		1,863
営業費用合計		110,422		47,404
一般管理費				
給料・手当		136,028		140,043
役員報酬		19,180		24,100
租税公課		5,574		5,504
不動産賃借料		10,499	1	18,301
退職給付費用		3,805		172
消耗器具備品費		2,283	1	6,218
機器賃借料		9,925		8,648
法律専門家報酬		4,036		1,083
新人採用費		-		2,295
業務委託費	1	44,020		32,916
諸経費		33,080	1	17,595
一般管理費合計		268,434		256,879
営業損失		244,918		275,994
営業外収益				
為替差益		47		752
その他営業外収益		49		31
営業外収益合計		96		783
営業外費用				
支払利息	1	2,106	1	608
その他営業外費用		44		28
営業外費用合計		2,150		636
経常損失		246,972		275,847
特別利益				
受贈益		-		17,038
特別利益合計		-		17,038
特別損失				
移転費用		-		4,450
減損損失		-	2	6,332
特別損失合計		-		10,782
税引前当期純損失		246,972		269,591
法人税、住民税及び事業税		59,383		510
当期純損失		187,588		270,101

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	-	323,456	323,456	229,237	229,237	194,218	194,218
当期変動額								
増資	160,000	25,000		25,000			185,000	185,000
当期純損失（ ）					187,588	187,588	187,588	187,588
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	160,000	25,000	-	25,000	187,588	187,588	2,588	2,588
当期末残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	100,000		100,000	100,000			-	-
欠損填補			416,826	416,826	416,826	416,826	-	-
当期純損失（ ）					270,101	270,101	270,101	270,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	70,000	50,000	316,826	266,826	146,724	146,724	50,101	50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527

[重要な会計方針]

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

2．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社の親会社であった日本アジアグループ株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用していましたが、当社の直接の親会社であった日本アジアファイナンシャルサービス株式会社が当社株式を2018年5月31日付で売却したことにより、連結完全支配関係を有しなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2)販売会社

<訂正前>

名称	資本金の額 (2019年1月末現在)	事業の内容
F P L 証券株式会社	190百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
あい証券株式会社	620百万円	

<訂正後>

名称	資本金の額 (2019年1月末現在)	事業の内容
F P L 証券株式会社	190百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
あい証券株式会社	620百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。